

株式会社 北日本建築検査機構

確認検査業務手数料規程

平成24年	9月	9日	制定
平成24年	11月	15日	改定
平成27年	6月	1日	改定
平成30年	6月	14日	改定
令和2年	4月	1日	改定

(趣旨)

第1条 この手数料規程は、別に定める株式会社北日本建築検査機構確認検査業務規程第45条に基づき、株式会社北日本建築検査機構（以下「機構」という。）による確認検査業務の実施に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

- 第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1の1及び第1の2の(1)欄又は(2)欄に掲げる手数料の額とする。
- 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の二分の一に該当する別表第1の1及び第1の2の(1)欄又は(2)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る確認申請手数料の額は、当該計画に係る部分の床面積の二分の一に該当する別表第1の1(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する別表第1の1又は第1の2の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 既存建築物に増築する場合は、直近の確認済証、検査済証がない場合には、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第1(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を必要とする建築物（エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分については、それぞれ別の建築物とみなす。以下この項において同じ。）は、別表第1の1(1)欄に掲げる手数料の額に、別表第2(3)欄に掲げる手数料の額を加算する。ただし、増築等で既存部分を含

めて判定を必要とする場合は、既存部分と増築部分の床面積の合計として適用する。

- 7 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は、別表第1の1(1)欄又は(2)欄に掲げる手数料に別表第3(3)欄に掲げる手数料の額を加算する。
- 8 構造計算を要する建築物の場合は、別表第1の1(1)欄又は(2)欄に掲げる手数料に別表第4に掲げる手数料の額を加算する。

(昇降機等に関する確認申請の手数料)

第3条 昇降機の確認申請手数料の額は、一機につき、別表第1の1(1)欄に掲げる手数料の額とする。(なお、計画変更に伴う再提出の場合は、二分の一の額とする。)

- 2 昇降機以外の建築設備の確認申請手数料の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。(なお、計画変更に伴う再提出の場合も、同額とする。)

(工作物に関する確認申請の手数料)

第4条 工作物の確認申請手数料の額は、一の工作物につき、別表第1の1(1)欄に掲げる手数料の額とする。(なお、計画変更に伴う再提出の場合も、同額とする。)

(建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料)

第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1の1(3)欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 完了検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、中間検査が有るものは、別表第1の1(4)欄に、これら以外のものは、同表(5)欄に掲げる手数料の額とする。
- 3 完了検査申請に係る建築物が建築物省エネ法に係る適合義務建築物の場合は、前項の手数料に別表第5に掲げる手数料の額を加算します。
- 4 既存建築物に増築した場合で、中間検査が有るものの完了検査申請に係る手数料の額は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として、別表第1の1(4)欄に掲げる手数料の額、中間検査が無いものは既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として、同表(5)欄に掲げる手数料の額とする。

(昇降機等に関する完了検査の申請手数料)

第6条 昇降機の完了検査申請手数料の額は、一機につき、別表1の1(5)欄に掲げる手数料の額とする。

2 昇降機以外の建築設備の完了検査申請手数料の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 工作物の完了検査申請手数料の額は、一の工作物につき、別表1の1(5)欄に掲げる手数料の額とする。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第8条 建築物の仮使用認定申請手数料の額は、申請1件につき、仮使用認定に係る部分の床面積の合計に応じて、別表第1の1又は第1の2の(6)欄に掲げる手数料の額とする。

(建築物以外に関する仮使用認定の申請手数料)

第9条 建築物以外の仮使用認定申請手数料の額は、昇降機にあっては一機につき、昇降機以外にあっては一の設備につき、別表第1の1(6)欄に掲げる手数料の額とする。

(その他)

第10条 第2条から前条に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを得ない事情が生じた場合は改正することができる。

2 第2条から前条に定める手数料の額について、機構が特別の事情があると認めた場合は、減額することができる。

3 証明手数料(機構が交付した確認済証、中間検査合格証、又は検査済証)は、1通につき5,000円とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、社長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年9月9日から施行する。

この規程は、平成24年11月15日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月14日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。